

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：五洋建設株式会社
(法人番号1010001000006)
業者の住所：東京都文京区後楽2-2-8
- 2 指名停止措置期間：令和5年2月3日から
令和5年3月2日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 五洋建設株式会社の使用人である、新名神高速道路大津ジャンクション東工事の現場代理人（当時）は、令和3年7月9日に同工事現場内で、作業員が全治3か月の骨折を負う労働災害が発生したにもかかわらず、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく報告しなかったとして、令和4年3月11日、労働安全衛生法違反の疑いで大津労働基準監督署より大津地方検察庁に書類送検され、令和4年12月22日に大津簡易裁判所より罰金の略式命令を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第15号「抜粋」

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内